

共通取引先コード貸与規約

2024年6月1日 24規約第3号 制定

一般財団法人流通システム開発センター（以下、当財団）は、共通取引先コードの適正な管理、運営と利用のため、この共通取引先コード規約（以下、本規約）を定める。

第1条（共通取引先コード）

- 共通取引先コードとは、日本国内の企業間取引で利用できる事業者および事業所を識別するための日本国内専用のコードである。事業所とは一部門、支店等をいう。
- 共通取引先コードは、数字5桁にチェックデジット1桁を加えた6桁の数字で構成される。
- 共通取引先コードは、当財団が管理し、事業者へ貸与する。なお、共通取引先コードの貸与を受けられるのは、日本国内に営業所を有する事業者に限る。
- 共通取引先コードに関連し、あるいは当財団のウェブ上で提供されるテキスト（文章）・画像・動画・音声等の情報やサービスについての権利は当財団に帰属する。

第2条（共通取引先コードの登録申請）

- 共通取引先コードの貸与を受けようとする事業者は、本規約に同意し、当財団に共通取引先コードの登録申請を行い、当財団が貸与を承認した場合、登録事業者として登録される。
- 共通取引先コードの業務に支障をきたすと判断される登録申請については貸与が承認されない。
- 共通取引先コードの登録申請を行うには、当財団が定めるフォームにより作成した登録申請データを当財団へ送信し、別表記載の登録申請料（3年分）を納付する。申請に要する費用は申請者の負担とする。
- 登録申請は事業者および事業所単位で行うことができる。
- 登録申請料の納付に際し、請求書が必要な事業者は、その旨を当財団に申し出て請求書の発行を受けられる。ただし、その請求書は、単独では適格請求書の要件を満たさない。また、納付の完了まで申請の受付は留保され、当財団所定の期間経過後も納付がない場合、申請は効力を失う。
- 登録後は、登録申請料は返還されない。
- 当財団は第三者機関の資料を参照し、提出された書類やデータに虚偽の内容が記載されていないかを確認することができる。
- 本条に規定する申請及び支払いが適正に行われたときは、当財団は共通取引先コードを決定し、共通取引先コードの貸与決定日を取引年月日として、共通取引先コード及び事業者のデータ等を登録保管し、登録通知書の発送により登録事業者に通知する。併せて、適格請求書である「申請料確定明細書」の入手方法を通知する。

第3条（禁止事項）

- 1 共通取引先コードの利用に関して事業者は以下の行為をしてはならない。
 - ① 反社会勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
 - ② 法令または公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
 - ③ 犯罪に関連する行為
 - ④ 当財団の運営を妨害する、またはそのおそれのある行為
 - ⑤ 当財団または第三者に損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
 - ⑥ 当財団または第三者の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - ⑦ 他の事業者に成りすます行為
 - ⑧ 他の事業者の個人情報等を収集または蓄積する行為
 - ⑨ その他、当財団が不適切と判断する行為
- 2 事業者が前項各号に該当した場合、あるいは本規約に違反した場合、当財団は事業者に対し、貸与・登録を取り消し、共通取引先コードの利用を禁止し、無効化を行うことができる。
- 3 第1項各号の行為および第2項により当財団または第三者に損害を与えた場合、事業者はその損害を賠償しなければならない。
- 4 事業者は、共通取引先コードに関する ID およびパスワードを自らの責任で使用・管理しなければならない。事業者は ID およびパスワードを第三者に譲渡・貸与してはならない。当財団は ID およびパスワードによるアクセスについて、最初に ID およびパスワードを付与された事業者のアクセスとみなす。

第4条（共通取引先コードの登録単位）

- 1 共通取引先コードは、1事業所につき、1コード、有効期間を3年の登録単位とする。
- 2 複数のコードを必要とする場合は、登録事業者は所定の申請手続きを行い、当財団が承認した場合、新たな共通取引先コードが追加コードとして貸与される。追加コードを貸与された登録事業者は、追加1コードを1単位として追加コードの登録申請料を納付しなければならない。

第5条（共通取引先コードの利用）

- 1 事業者は共通取引先コードの登録通知書を受領するまでは、共通取引先コードを利用することができない。
- 2 登録事業者は、本規約および当財団が定めた利用ガイドに従って共通取引先コードの利用・管理をしなければならない。
- 3 共通取引先コードは、そのコードの事業者および事業所を特定、識別すること以外には利用することはできない。共通取引先コードは他の事業者の識別に流用してはならない。
- 4 事業者は、当財団から貸与された共通取引先コード以外の共通取引先コードを利用することはできない。

第6条（共通取引先コードの事業者情報の公開）

1 登録事業者の下記情報は、共通取引先コードブックWebシステム（会員限定）の情報として共通取引先コードを利用する百貨店やチェーンストア等に限って公開される。事業者は登録申請の際、この情報公開に同意しなければならない。

- ① 共通取引先コード
- ② 登録事業者の名称（法人名又は個人事業主名若しくは個人事業の屋号）
- ③ 有効期限
- ④ 住所
- ⑤ 電話番号／FAX番号
- ⑥ 取扱品目
- ⑦ コード管理担当部署・役職

2 前項の情報は、共通取引先コードが返還若しくは譲渡され、又は、有効期間満了等により取り消された後も、共通取引先コードブックWebシステムにおいて利用される。

3 登録事業者（登録事業者であった者を含む）に関する情報は、法令に基づく開示請求が行われた場合、当財団は請求された情報を請求者に開示し、登録事業者はこれに対し異議を述べることはできない。

4 共通取引先コードの登録管理の業務を遂行する上で必要な場合には、当財団は百貨店やチェーンストア等共通取引先コードを採用する企業に、共通取引先コードの登録事項を照会することができる。

第7条（共通取引先コードの有効期間）

1 共通取引先コードの有効期間は、当財団が登録を完了した日の属する月の翌月から起算して3年間とする。有効期間を過ぎた共通取引先コードは失効し使用できない。

2 有効期間後も共通取引先コードの貸与を受けて引き続き使用する場合は、第9条所定の更新手続きを行うことにより有効期間を3年単位で延長することができる。

第8条（共通取引先コードの登録通知書再発行）

1 第2条、第9条、第11条、第13条以外に登録事業者が通知書の再発行を希望する場合は所定の手続きにより別表の通知書再発行料を納付する。

2 通知書再発行料の納付に際し、請求書が必要な事業者は、その旨を当財団に申し出て請求書の発行を受けることができる。ただし、その請求書は、単独では適格請求書の要件を満たさない。また、納付の完了まで申請の受付は留保され、当財団所定の期間経過後も納付がない場合、申請は効力を失う。

3 通知書発行後は、登録通知書再発行料は返還されない。

4 本条に規定する申請及び支払いが適正に行われたときは、手続き完了日を取引年月日として、登録通知書の発送により登録事業者に通知する。併せて、適格請求書である「申請料確定明細書」を通知する。

第9条（共通取引先コードの更新申請）

- 1 登録事業者が有効期間の3年を超えて共通取引先コードの貸与を受けようとする場合は、有効期間の終了前に、当財団が定めるフォームにより作成した申請データを当財団へ送信、又は更新申請書の提出により、更新申請料を納付して、当財団へ更新を申請する。更新に要する費用は申請者の負担とする。
- 2 更新申請料の納付に請求書が必要な事業者は、その旨を当財団に申し出ることにより請求書の発行を受けることができる。ただし、その請求書は、単独では適格請求書の要件を満たさない。また、納付の完了まで申請の受付は留保され、当財団所定の期間経過後も納付がない場合、申請は失効する。
- 3 本条に規定する申請及び支払いについては、第2条を準用する。

第10条（共通取引先コードの返還）

- 1 登録事業者は次のいずれかに該当する場合、共通取引先コードの返還届を提出しなければならない。
 - ① 登録事業者が共通取引先コードをその有効期間中に利用しなくなった場合
 - ② 共通取引先コードの有効期間が満了しその更新手続を行わない場合
- 2 当財団は返還届の内容を確認し、返還手続を行い、返還確認通知書を事業者に送付する。
- 3 返還届を提出した登録事業者は、登録申請料、更新申請料その他当財団に対する債務があるときは、その清算をしなければならない。
- 4 返還届の提出後は、事業者はその共通取引先コードを利用してはならない。
- 5 当財団は、返還された共通取引先コードを他の事業者に貸与することができ、返還した事業者はこれに対し異議を述べることはできない。

第11条（共通取引先コードの登録内容の変更）

- 1 登録事業者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに共通取引先コード登録事項変更届を当財団に提出しなければならない。
- 2 当財団は、共通取引先コード登録事項変更届の内容を審査の上、その登録変更を行い、変更後の内容が記載された登録通知書を登録事業者に送付する。

第12条（インターネットを利用した申請）

- 1 第2条、第9条に規定する申請について、インターネットを利用する場合、事業者は以下の利用環境を整えなければならない。
 - ① インターネットメールを受信可能な電子メールアドレスを有すること。
 - ② パソコン環境設定が適切になされていること。
- 2 第2条、第9条に規定する申請について、インターネットを利用する場合、事業者は以下の利用条件を遵守しなければならない。

- ① インターネット利用の一般的なマナーやモラルを遵守すること。
- ② 当財団が設定し通知したID・パスワードは、事業者が管理しなければならない。ID・パスワードは第三者に譲渡・貸与してはならない。

第13条（共通取引先コードの譲渡）

- 1 登録事業者の合併、営業譲渡、会社分割等により共通取引先コードの登録事業者を変更しようとするときは、共通取引先コードの現在の登録事業者と新たな事業者の連名により、別表に定める譲渡申請料を支払いのうえ、譲渡申請書を当財団に提出しなければならない。申請費用は申請者の負担とする。
- 2 共通取引先コードの新たな登録事業者は1事業者のみとし、1つの共通取引先コードを複数の事業者に対して譲渡することはできない。
- 3 当財団は、譲渡申請書の内容を確認のうえ、適正な譲渡申請と認めるときは、共通取引先コードの譲渡手続き完了日を取引年月日として、当財団の登録原簿の記載内容を変更し、その旨を両当事者に通知する。併せて、適格請求書である「申請料確定明細書」の入手方法を必要な者に通知する。
- 4 共通取引先コードを譲渡した事業者は、譲渡後その共通取引先コードを利用することはできない。
- 5 譲渡を受けることにより複数の共通取引先コードの貸与を受ける場合の各共通取引先コードの有効期間は、従前の有効期間を引き継ぐ。
- 6 本条に規定する申請及び支払いについては、第2条を準用する。

第14条（共通取引先コードの登録の取消）

- 1 当財団は、登録事業者が次の各号に該当したときは、通知催告をすることなく、その登録事業者に関する共通取引先コードの貸与を取り消すことができる。
 - ① 登録申請データ、登録申請書、更新申請データ、更新申請書等当財団に提出するデータや書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ② 登録内容に変更があったにもかかわらず、登録事業者が第11条の規定に基づく変更届を提出しなかった場合
 - ③ 登録申請料又は更新申請料を支払わなかった場合
 - ④ 有効期間を経過しても更新の手続を行わなかった場合
 - ⑤ 本規約、共通取引先コードの利用ガイドに違反し共通取引先コードを利用した場合又は他の事業者に利用させた場合
 - ⑥ 共通取引先コードの誤使用について、当財団が是正を求めたにもかかわらず、それに応じない場合
 - ⑦ 第17条による表明及び保証に違反した場合
 - ⑧ その他本規約に違反した場合
- 2 当財団は、前項の規定により共通取引先コードの貸与を取り消した場合、その旨を登録事業者の登録された住所に通知する。なお、登録事業者が第11条に基づく住所の変更をしなかったために通知が到達しない場合であっても、前項に基づく取消しは効力を生ずる。

- 3 当財団は、貸与が取り消された共通取引先コードを他の事業者に貸与することができる。この場合、取り消された事業者はこれに対し異議を述べることはできない。
- 4 当財団は、貸与の取消しにより被った損害の賠償を請求することができる。また、この取消しによって事業者に損害又は負担が生じて、当財団に対してその賠償を求めることはできない。

第15条（免責）

- 1 共通取引先コードの利用は登録事業者の責任で行い、当財団はコードの利用に関して、登録事業者に次の損害その他いかなる損害も補償しない。
 - ① 共通取引先コード利用に伴う損害および利用できなかったことによる損害
 - ② 登録内容の変更を届け出なかったことにより生じた損害
 - ③ 共通取引先コードの登録取消後の損害
 - ④ 共通取引先コードを利用したシステムへの不正アクセスに関連する損害
 - ⑤ 当財団のウェブ情報利用による損害
- 2 共通取引先コードの利用に関して、当財団が第三者に損害の賠償を行った場合、当財団はその共通取引先コードの貸与を受けた事業者に損害の求償をすることができる。
- 3 共通取引先コードの利用に関して、事業者または第三者が損害を被ったとしても当財団は賠償の責めを負わない。
- 4 当財団は、本サービスの運営上、そのシステムや内容の変更が必要であると判断した場合には、事前に通知することなく必要な変更または、本サービスの中止または中断を行う。また、それ起因して生じたいかなる損害についても、当財団は責任を負わない。

第16条（利用禁止）

- 1 登録事業者または登録事業者であった者は、貸与が取り消された自らの共通取引先コードを利用することはできない。
- 2 事業者（共通取引先コードを利用している登録事業者を含む）は、貸与が取り消された他の事業者の共通取引先コードを利用してはならない。
- 3 第1項の登録事業者若しくは登録事業者であった者または第2項の事業者に対し、当財団から共通取引先コードの貸与取消の事実が通知されたときは、直ちにその利用を中止しなければならない。
- 4 貸与が取り消された共通取引先コードを利用した第1項の登録事業者若しくは登録事業者であった者または第2項の事業者は、その共通取引先コードの登録管理費相当額を損害金として当財団に支払うほか、関連する損害があった場合、その賠償をしなければならない。

第17条（反社会的勢力の排除）

事業者は、第7条による共通取引先コードの有効期間中、事業者およびその株主・役員その他、事業者を実質的に支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯

罪行為者、総会屋その他反社会的勢力ではないこと、また過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明し保証しなければならない。

第 18 条（準拠法及び合意管轄裁判所）

- 1 本規約の解釈については、日本国法を準拠法とする。
- 2 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 19 条（規約の変更・経過措置）

- 1 当財団は、本規約を任意に変更することができる。
- 2 本規約を変更しようとするときは、当財団はその変更内容を当財団のウェブサイトに掲示し、変更の効力発生時期を明示する。
- 3 本規約の変更がウェブサイトに掲示された後に、共通取引先コードを利用した登録事業者は、変更後の規約に同意したものとみなされる。

別表 A

登録申請料

登録管理費（税抜）
5,000 円

登録申請料（1 コード単位、3 年間、一括納付）

別表 B

更新申請料

登録管理費（税抜）
5,000 円

更新申請料（1 コード単位、3 年間、一括納付）

別表 C

譲渡申請料

登録管理費（税抜）
1,000 円

譲渡申請料（1 コード単位、一括納付）

別表 D

通知書再発行料 1,000 円（税抜）

通知書再発行料（1 コード単位、一括納付）